

A T M振込制限の実施について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

昨今、返金される保険料や還付される税金があるなどと称して預金者をA T Mに誘導し、預金口座から預金を振り込ませる還付金詐欺の被害が全国的に多発しています。

このような状況を踏まえ、当行では、警察その他の関係機関と連携し、還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を未然に防止する観点から、以下のとおり、一定の要件を充たすお客さまにつきまして、キャッシュカードやローンカードを用いたA T Mでの振込を制限する対応を実施させていただいています（開始時期：2017年9月以降）。

お客さまにはご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、大切なご預金をお守りするための対策ですので、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

過去1年間にキャッシュカードやローンカードを用いたA T Mでの振込のご利用実績がないお客さまのうち一定の要件を充たす方

【注1】対象となる年齢や振込金額等、上記以外の具体的な要件については、犯罪グループに秘匿すべき情報であるため、非開示とさせていただきます。

2. 制限の内容

上記1の対象となるお客さまについて、カードを用いたA T Mでの振込を制限させていただきますので、A T Mでの振込手続が実施できない場合があります。

【注2】A T Mでのキャッシュカードによる預金のお預け入れやお引き出し、ローンカードによるお借り入れはこれまでどおりご利用いただけます。

【注3】お振り込みについては、当行本支店の窓口やインターネットバンキングでも実施いただくことができます。

3. その他

実際に振込制限の対象となったお客さまで、カードを用いたA T Mでの振込の実施をご希望される場合は、お手数ですが、当行本支店の窓口にお申し出下さい。

還付金詐欺とは

- ◇ 犯人は、**市役所や税務署等の公的機関の職員**や**金融機関の従業員**と称して被害者宅に電話をかけ、「**払い過ぎている保険料、医療費がある**」、「**還付される税金がある**」等と伝え、返金手続はA T Mでできるとして、**キャッシュカードと携帯電話**を持って金融機関のA T Mやスーパー・コンビニエンスストア等に設置されているA T Mに出向くよう言葉巧みに被害者を誘導します。被害者を誘導した後、**携帯電話で通話しながらA T Mの操作を指示**し、被害者の預金口座から犯人が管理する預金口座に預金を振り込ませる手口の詐欺です。
- ◇ 被害者は、比較的高齢でA T Mの操作にも不慣れな方が多い傾向にあります。被害者はA T Mで自身の預金口座への返金（入金）手続を実施しているものと思いついていますが、実際は犯人側の預金口座への振込（出金）の操作をさせられています。なお、A T Mには、返戻される保険料や還付される税金等を受け取る機能はありません。